

① 犯罪被害者救済について

平凡な暮らしを営んでいる毎日に、ある日突然犯罪被害に巻き込まれ被害に遭う。だれも想像していないと思いますが、2008年の秋葉原事件や、県内では対馬で起こった殺人放火事件など、数をあげればたくさんあります。

犯罪被害に遭うことは、大変辛く悲しいことです。突然のことに心も身体も対応できません。更に行政窓口や警察、裁判所で複雑な手続きに関わらなくてはいけなかったり、場合によっては転居を余儀なくされたり、仕事についても辞めざるをえなくなったり、経済的負担も迫ったりと様々な形で苦しめられます。先ほど申し上げた通り、多くの人々は犯罪被害に遭遇したりすることを考えたり、想定したりすることはありません。しかし現実には、このような二次被害に遭遇するのは、犯罪の程度によりますが重大な犯罪ほど二次的被害により多く遭遇します。巻き込まれた当事者が世帯の収入の主体者であればなおのこと、収入の激減など今後の生活の不安も重なります。

このような方々に少しでも援助が出来る方法があります。日常私たちが飲料を購入して飲む自動販売機で、購入のたびに金額の一部が犯罪被害の援助になるシステムがあります。現在県内各所に設置しているA社などの寄付型支援自動販売機で飲料を購入すると、売上金の一部が犯罪被害者支援活動に活かされる仕組みになっています。是非本町でもこのシステムへの協力ができないかお尋ねします。

② 性的少数者の理解へ

文部科学省は、近く改定する学校教員の手引書「生徒指導提要」にLGBTなど性的少数者の児童生徒への対応に関する項目を盛り込む議論を進めている。

現在は理解度にばらつきが大きく、学校での指導や接し方が原因で傷つく子供もいるようです。この問題の支援者からも「一歩前進」と期待の声があがっているようです。

2010年に策定された現行手引書は、子供の学校や家庭における生活面の注意点や、問題行動への指導について説明しているが、性的少数者に関する記述はない。

今回は社会的認知度の高まりなどを踏まえ、有識者らがまとめた改訂案に「教職員が悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努める」などと明記された。当事者が秘匿(ひとく)したい場合に注意しつつ、専門家と連携してチームで支援することを要請できるようになり、服装やトイレの扱いなど具体的な事例も紹介するようです。

この問題は、児童生徒だけではなく、町当局に置かれても近年関心度が高く、一般の方についても、当事者の方もさることながら支持をされている方もおられると考えます。そこで、本町の対応についてどのような対応がとられているのか質問します。

- (1) 本町において、LGBT(性的少数者)の児童生徒に対し教育委員会の対応はどうか。
- (2) 混合名簿について使用はどうか。
- (3) 児童生徒のLGBTについて、悩みの相談についてはどのような対応をとっているのか。